

(様式5 実施結果の公表)

つくば市除染実施計画(案)の
市民と行政が共に施策をつくる手続
(パブリックコメント)の実施結果

平成24年6月

つくば市環境生活部環境保全課 放射線対策室

■ 意見集計結果

平成24年4月9日から5月8日までの間、つくば市除染実施計画(案)について、意見募集を行った結果、35人から79件の意見の提出がありました。

これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数
直接持参	19 人
郵便	3 人
電子メール	10 人
ファクシミリ	3 人
その他	0 人
合計	35 人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ 除染等の実施に関する基本方針 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>除染にあたっては、空間線量の目標値を「地上 50cm の高さ」で $0.23 \mu \text{ Sv/h}$ 以下とするのではなく、「地表で」$0.23 \mu \text{ Sv/h}$ 以下に設定するべきではないか。</p> <p>あるいは、より地表面に近い（1cm, 5cm）空間線量で除染の必要性を判断すべきではないか。</p>	5件	<p>放射性物質汚染対処特別措置法（以下、「特措法」という。）施行規則第 43 条において、除染実施区域の設定に当たり、放射線量の測定は「地表 50cm から 1m の高さ」で行うことと規定されているため、つくば市では子どもたちへの影響を最重視し、この規定の下限値である「地表 50cm」で測定し、除染実施区域を設定するとともに、空間放射線量の目標値を「地上 50cm の高さ」で $0.23 \mu \text{ Sv/h}$ 以下とすることにしました。</p>
2	<p>子どもの利用する施設、公園、学校については、詳細調査を実施し、線量に関わらず全面除染とするよう、計画の基本方針を見直すこと。</p>	4件	<p>当該除染実施計画の目標は、市内の面的な空間放射線量率の値が、特措法基本方針の長期的な目標である「年間 1mSv ($0.23 \mu \text{ Sv/h}$) 以下」となることを目指すものであり、必ずしも全面</p>

			的な除染を行う必要はないものと考えております。
3	内部被ばくに関する施策を、実施計画案の中に追加すること。	2件	<p>除染実施計画は、市内の空間放射線量率を下げるためのものであり、内部被ばくに関する施策を実施するものではありません。</p> <p>しかしながら、市民の不安払拭のため、内部被ばくに関しては、市の放射線対策の中で適切な対応を行ってまいります。</p>

○ 特措法に基づく除染実施区域 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>今回「除染実施区域」に指定した、つくば市池の台、西の沢を管轄する独立行政法人から、当該敷地内の測定結果が 0.23 μ Sv/h を下回ったことについて報告あり。</p> <p>(「環境省：除染関係ガイドライン」に準拠した測定結果の添付あり。)</p>	1件	<p>当該「池の台」及び「西の沢」については、全て独立行政法人が管轄する土地であり、「環境省：除染関係ガイドライン」に準拠した機器及び測定手法に基づいた測定の結果、「池の台」及び「西の沢」全部で、面的に 0.23 μ Sv/h を下回ることから、除染実施区域から除外するものとします。</p> <p>(修正の内容参照)</p>
2	<p>小荃地区は耕作地の面積が大きく、航空機調査では線量が小さく見積もられることが考えられるが、人の手が入っていない地点、道路の端及び電柱の周りについては線量が高いという測定結果が見られたので、小荃地区も耕作地以外は除染実施区域に指定していただきたい。(見直しの根拠となる測定結果・写真の添付あり)</p>	1件	<p>除染実施区域は、特措法に基づいて市が実施した汚染状況調査の結果、「面的に 0.23 μ Sv/h」を上回った地域について設定しています。</p> <p>市内の空間放射線量率については今後も汚染状況調査を継続し、随時、除染実施区域の見直しを行ってまいります。</p> <p>除染実施区域外の局所的な汚染箇所については、市独自の対策として除染実施計画に基づき対応してまいります。</p>
3	<p>自由ヶ丘地区の除染実施区域に設定されていないゲートボール場や市有地、一部の公園施設等についても除染実施対象に含めること。</p>	3件	

○ 除染の実施主体 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	除染実施区域内・外を問わず、公共施設や民有地も含め、市が市内全域の除染を行うこと。	3件	除染に関しては、特措法及び「環境省：除染関係ガイドライン」に基づき除染実施計画を策定し、対応してまいります。
2	個人や自治会が実施する除染に対しては、市が資機材等の支援を行うとともに、除染作業をフォローするための人材等の派遣も実施すること。	2件	<p>除染実施区域の民有地の除染については、自治会の協力のもと、市が主体となり、つくば市除染実施計画で、表4の除染内容の中から最適なものを選択のうえ実施します。</p> <p>除染実施区域外の民有地で、個人等が行う除染や、個人等の除染により発生した除去土壌等を自治会等で集めて共有敷地内に保管する場合などは、市が資機材等の支援を行ってまいります。</p>

○ 除染の方法 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	スポット的に危ない場所や危ないと思われる場所は、学校や公園を優先的に針葉樹を切り倒し、苗木を植えるなど、汚染されている場所を重点的に除染すること。	2件	<p>除染に当たっては、下記の対応を行ってまいります。</p> <p>【除染実施区域】 「環境省：除染関係ガイドライン」に基づき、樹木の近辺の地表面にある落葉の除去や除草を行います。この作業において線量が下がらない場合は、表層の土壌を 5cm 程度の深さで除去します。</p> <p>以上の作業で除染効果が見られない場合は、枝葉の剪定を実施してまいります。</p> <p>【除染実施区域外】 除染実施区域外については、通常の清掃・管理を行うとともに、市独自の対策として、局所的な汚染箇所についても除染実施計画に基づき対応してま</p>
2	高崎自然の森、六斗の森について、現時点での落葉・落枝の搬出処分を行うこと。	5件	
3	あしび野自治会館の周りは立ち木が建物の屋根に覆いかぶさっており雨どいなど落ち葉が多く溜まっている、昨年冬に自治会役員で除去作業を行ったがかなりの作業であった。是非立ち木の枝おろしをお願いしたい。	1件	
	あしび野公園を除染で芝を剥ぎ		

4	取った場合、その後の芝張りを行うこと。	1件	いります。
5	高崎自然の森については芝の張り替えを行うこと。	5件	
6	除染実施区域の幼稚園・保育所・小中学校の校庭については、基準値を超えているところのみを除染するのではなく、全面的な除染を行うこと。費用対効果、労力の面から言っても、パッチワーク状の除染にはプラス要素はないと思われる。	1件	除染実施区域として設定した小中学校については、面的な除染を行うものとします。 また、「環境省：除染関係ガイドライン」において、まず、除染の各段階（作業開始前の事前測定を含む）において、面的な空間線量率の測定を行い、測定結果が $0.23 \mu \text{ Sv/h}$ を下回っていれば、それ以上の除染は原則として行わないこととなっておりますが、除染実施区域におけるパッチワーク状の除染については、市としても、費用対効果、労力の面から非効率的であると考えており、実際の除染作業においては、環境省と協議のうえ、有効な除染方法を選択し実施してまいります。
7	（除染実施区域でない）竹園東、花室や九重、梅園・東、桜南、並木、梅園に存在する学校、幼稚園、保育園についても、地面を「全部隅々」まで測定し、しかるべき除染や立ち入り禁止措置をとること。	1件	
8	荃崎地区の全学校について、校庭の除染を徹底すること。	5件	除染実施区域外については、公共施設で局所的な汚染箇所が発見された場合は、市が主体となって清掃・管理を実施してまいります。 また、立ち入り禁止等の措置については、「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」（平成23年10月21日：内閣府・文部科学省・環境省）に基づき、適切な対応を行ってまいります。
9	民家、民有地の除染内容に表土除去を加えること。	2件	つくば市除染実施計画で、表4の除染内容については、環境省の定める除染方法を適用するものとしており、それ以外の除染方法は、つくば市のように低線量の地域には適用しないこととされております。
10	あしび野緑地の除染については斜面についての笹など土砂崩れ防	1件	実際の除染作業にあたっては、土砂崩れ防止に留意しながら作業を進めて

	止の意味もあり，ある程度残して欲しい，牛久沼やあしび野団地道路沿いにたれている枝は伐採をお願いしたい。		まいます。 なお，除染効果が見られない場合は，枝葉の剪定を実施してまいます。
11	道路の除染内容は，道路表面を削り取るとともに，道路脇の除草・表土削除を実施すること。	1件	表4の除染内容については，環境省の定める除染方法を適用するものとしており，それ以外の除染方法は，つくば市のように低線量の地域には適用しないこととされております。
12	路面清掃車等で，通学路等の除染を行うこと。	2件	除染実施区域における道路（通学路を含む）の除染については，表4に基づき適切な除染方法を選択し作業を行ってまいます。 除染実施区域外の道路（通学路を含む）については，通常の道路清掃・管理の範囲内で対応してまいます。 除草については，法定の除染作業の範囲内で実施してまいます。

○ 除染着手予定時期・完了予定時期 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	あしびの多目的広場の除染を速やかに実施すること。	1件	特措法基本方針（平成23年11月11日）に基づき，除染実施区域内の学校や公園施設など，子どもの生活環境を最優先に除染を実施してまいます。
2	調整池の除染を速やかに実施すること。	1件	その他の施設については，除染の優先度の高い施設における作業の進捗状況を見ながら対応してまいます。
3	道路並びに側溝の除染を速やかに実施すること。	2件	

○ 除去土壌等の処理・処分 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	除去土壌等の保管については，当該施設内での保管でなく，遮蔽された仮置場において保管を行うこと。	7件	仮置場の設置については，周辺住民の理解を得ることが必要不可欠であり，また，つくば市のような低線量地域では，除去土壌等を集めることで高

	仮置場の設置を早急に検討すること。		い線量の場所を作ってしまうようなことになり、最適な方法とは言えないとのご意見を専門家からいただいていることから、現状では市で早急に仮置場を確保・設置することは難しい状況です。
2	個人等で除染を実施した場合の除去土壌等についても、現場保管でなく市が保管場所（仮置場）を用意し、行政が責任をもって管理すること。	2件	従って、当面の間、現場保管など市民の協力をいただきながら、仮置場の確保を検討してまいります。 また、除染作業の実施に当たっては、除去土壌が発生しない除染方法を検討してまいります。 なお、仮置場の設置及び現場保管に当たっては、除染ガイドラインに基づき、安全性に万全を期してまいります。
3	公園で除去土壌等の保管場所が決まった場合、現場保管場所の表示とその後の測定を定期的実施して欲しい。	3件	公園で除染を実施した場合、除去土壌等の保管場所については、除染後の放射線量とともに公表してまいります。更に、定期的なモニタリングを実施してまいります。

○ その他 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	区長会等での勉強会の実施、除染の方法等について地域住民向け説明会等を行い、不安解消に努めること。 また、除染実施計画案のとおり、除染の前後で実施する測定結果等も知らせてほしい。	5件	市民の安心確保のため、今後も引き続き講演会等を開催し、不安払拭に努めてまいります。 除染結果・測定結果等については、実施計画案のとおり広報紙やホームページ等で公表してまいります。
2	除染後の放射線測定については、第三者の専門機関による測定・報告書提出を義務づける表記を追加すること。	1件	除染後の放射線測定については、測定機器や測定方法について「環境省：除染関係ガイドライン」に詳細に定められており、実際の測定は、市職員がガイドラインに準拠した機器・手法により除染前後の空間放射線量を測定していく予定です。

			従って、特に第三者の専門機関による測定を経なくとも、除染及び測定結果の公平性・正当性は確保されるものと考えております。
3	家屋の無い私有地や空き地、空き家が近所に多数存在している。その所有者は当該地が除染対象地域であることを知らない場合が殆どだと思われるので、市で連絡をとり、除染を徹底してほしい。	1件	特措法第38条関係及び施行規則第50条関係に基づき対応してまいります。
	その他、今回のパブリックコメントに直接関係がない要望等	8件	

■ 修正の内容

○ 表1 特措法に基づく除染実施区域 について

修正前	修正後																																																
<p>P.8 表1 から、「池の台の一部」及び「西の沢の一部」を除外する。</p> <p>表1 特措法に基づく除染実施区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・地域</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高崎中学校</td><td></td></tr> <tr><td>荃崎第二小学校</td><td></td></tr> <tr><td>イチョウ公園</td><td></td></tr> <tr><td>高見原1丁目 (注)</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align:center;">略</td></tr> <tr><td>あしび野</td><td></td></tr> <tr><td>池の台の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>西の沢の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>鷹野原の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>稲荷川の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>中山の一部</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設・地域		高崎中学校		荃崎第二小学校		イチョウ公園		高見原1丁目 (注)		略		あしび野		池の台の一部 (注)		西の沢の一部 (注)		鷹野原の一部 (注)		稲荷川の一部 (注)		中山の一部		<p>P.8</p> <p>表1 特措法に基づく除染実施区域</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・地域</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高崎中学校</td><td></td></tr> <tr><td>荃崎第二小学校</td><td></td></tr> <tr><td>イチョウ公園</td><td></td></tr> <tr><td>高見原1丁目 (注)</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align:center;">略</td></tr> <tr><td>あしび野</td><td></td></tr> <tr><td>鷹野原の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>稲荷川の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>中山の一部</td><td></td></tr> <tr><td>菅間の一部 (注)</td><td></td></tr> <tr><td>高崎の一部 (注)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	施設・地域		高崎中学校		荃崎第二小学校		イチョウ公園		高見原1丁目 (注)		略		あしび野		鷹野原の一部 (注)		稲荷川の一部 (注)		中山の一部		菅間の一部 (注)		高崎の一部 (注)	
施設・地域																																																	
高崎中学校																																																	
荃崎第二小学校																																																	
イチョウ公園																																																	
高見原1丁目 (注)																																																	
略																																																	
あしび野																																																	
池の台の一部 (注)																																																	
西の沢の一部 (注)																																																	
鷹野原の一部 (注)																																																	
稲荷川の一部 (注)																																																	
中山の一部																																																	
施設・地域																																																	
高崎中学校																																																	
荃崎第二小学校																																																	
イチョウ公園																																																	
高見原1丁目 (注)																																																	
略																																																	
あしび野																																																	
鷹野原の一部 (注)																																																	
稲荷川の一部 (注)																																																	
中山の一部																																																	
菅間の一部 (注)																																																	
高崎の一部 (注)																																																	

○ 図1 特措法に基づく除染実施区域 について

修正前	修正後
<p>P.9 図1 から、「池の台の一部」及び「西の沢の一部」を除外する。</p> 	<p>P.9</p> 